

## コロナ禍における、役員報酬の複数改定

### 【役員報酬の基本的な考え方】

緊急事態宣言発令の4月頃、多くの社長より役員報酬変更に係る税務上の取扱についてお問い合わせを頂きました。

税務上、業績連動給与のような特殊なケースを除き、下記の場合は役員報酬の損金算入が認められています。

- (1) 毎月支払う給与は一定額とする。
- (2) 賞与は、その金額と支払日を会計期間開始から4ヶ月以内、または、株主総会等の決議日から1ヶ月以内のいずれか早い日までに届出を行い、届出記載の日に届出記載の金額を支払う。

特別な理由が発生したときは、金額の変更が可能ですが、それ以外は利益操作とみなし、一定の金額は税金計算上の費用とは認められません。

### 【コロナウイルスの影響による報酬額変更】

「経営状況が著しく悪化」した場合は、会計期間開始日から3ヶ月を超えても、その減額が認められています。新型コロナによる経営不振についても「経営状況の著しい悪化」として減額が認められています。

現在、一度役員報酬を下げた社長より、見通し予測と実績がずれたため、改めて役員報酬を変更したいというご相談が増えています。このような場合の税法上の取扱はどのようになるのでしょうか。

#### 1) 1度減額した後、更に減額が必要になった場合

一部地域では緊急事態宣言が再発令され、一部業種においては営業活動の自粛を要請されています。

飲食店業を営む社長からは、同じコロナウイルスの影響を理由に2度目の減額改定は認められるかというご相談を受けました。

1回目の減額改定は、今後の経営環境、業績見通し等を十分に検討の上行われています。期中2回目の減額改定はあり得ますが、1回目の減額改定時から更に業績の急激な悪化や経営環境の激変があったことについて説得力のある合理的な理由を残しておく必要があります。

#### 2) 1度減額した後、元の報酬に戻す場合（増額）

ネイルサロンを営む社長からは、当初の緊急事態宣言における自主休業後、既存事業に加え非接触ビジネスを開始したところコロナ禍前の売上水準に戻

ったため、元の報酬に戻してもよいかというご相談を受けました。

会計期間開始日から3ヶ月を超えて増額できる特別な理由は、「非常勤役員から常勤役員になった、代表取締役就任した、など、役員としての地位や職務内容が激変した場合」に限られます。単に客足（売上等）が戻ってきたことで報酬を元に戻しても、上記「特別な理由」には当てはまりません。

減額前の報酬に戻すことができるのは、役員の職務内容に大幅な変更がある場合です。

限定的ではありますが、日常業務の執行例として下記のようなケースが考えられます。

- ① 休業期間中、店舗管理業務が不要となったため、役員給与を減額した。
- ② コロナ禍がおさまりつつあるので営業を再開したことで、従来通り、店舗管理業務を行うこととなったため、役員給与を元に戻した。

この場合は、「特別な理由」に該当し、役員報酬を増額しても、増額分は税金計算上の費用として認められるものと考えられます。

またコロナウイルスに感染・入院したことから、当初予定されていた職務の執行が一部できないこととなり復帰した場合も、「特別な理由」に該当します。

ただし、経営環境の悪化が「著しい」とまで言えない状況での役員報酬の減額改訂は、税務上認められていません。



役員報酬の減額を行わず、結果として役員報酬を未払いにせざるを得ない状況も起こり得るでしょう。その場合、あくまでも資金繰りによる短期的な未払いであること、その状況が解消された後、速やかに未払いを解消していることを説明できるようにしておくことが大切です。

なかなか収束の兆しが見えないコロナ禍において、事業経営の難しさは、これまでとは比較にならないものとなっています。

今回ご紹介した役員報酬の問題だけでなく、会計・税務・資金繰り、朝日税理士法人では、クライアントの皆さまの悩みごとに真摯に取り組んでいます。

(文責：関内本店 松岡陽介)